

「特定個人情報保護評価書 全項目評価書 住民基本台帳に関する事務（案）」
の概要とパブリック・コメントの実施について

マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を保有する事務については、特定個人情報の保有・利用に伴って生じる、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減する適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

今回、地方公共団体の基幹業務システムを、国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行する取組みにより、国が用意するガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することとなります。ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所の変更等が、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年度特定個人情報保護委員会第1号。以下「規則」という。）第11条で定める重要な変更該当するため、「住民基本台帳に関する事務」の「全項目評価書」について、評価書の再評価を行い、規則第7条第1項に定められているパブリック・コメントを実施することといたしました。

1. 特定個人情報保護評価とは

行政機関の長等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを分析し、それを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら確認し宣言するもので、法令上の事務単位ごとに、特定個人情報ファイルの内容やリスク対策などについて記載する「特定個人情報保護評価書」を作成し公表するものです。

2. 今回の再評価での修正箇所

- ・「特定個人情報保護評価書 全項目評価書 住民基本台帳に関する事務（案）」
変更箇所一覧のとおり

3. パブリック・コメントの実施について

特定個人情報保護評価書の作成にあたっては、当該事務で取扱う対象者数等が30万人以上の場合、より詳細な内容を記載する「全項目評価書」を作成し住民の皆様のご意見を求めることとされています。

この度、「特定個人情報保護評価書 全項目評価書 住民基本台帳に関する事務（案）」を作成しましたので、パブリック・コメントを実施し、「船橋市情報公開・個人情報保護審査会」による第三者点検を受けたうえで、国の行政委員会である「個人情報保護委員会」へ提出後、公表いたします。

意見募集（パブリック・コメント）の実施方法及び実施期間など

○実施期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月2日（月）まで

○閲覧方法 戸籍住民課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、
各図書館、各公民館、船橋市ホームページにおいて閲覧

○意見の提出方法

意見書を戸籍住民課へ持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか
により提出します。

○問い合わせ先

市民生活部戸籍住民課 047-436-2270

4. パブリック・コメントの結果と本市の考え方・対応について

住民基本台帳に関する事務について、意見はありませんでした。

5. 根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）
- ・特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）
- ・特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日特定個人情報保護委員会発出）

6. 今後の予定

令和7年 1月 船橋市情報公開・個人情報保護審査会による第三者点検実施
個人情報保護委員会へ評価書提出

令和7年11月 新システム本稼働

市民生活部戸籍住民課

宮本、飯田、大野、大坪、藤原

047-436-2270